

生活衛生関係営業について

～ パート労働者への社会保険適用拡大関連 ～

平成23年10月24日

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

生活衛生関係営業の概要

- 生活衛生関係営業は、
 - 国民の生活に必須のサービスである飲食店や理・美容所等の16業種により構成されています。
 - 国民に身近な対人サービスであり、健康や安全に配慮する必要があるため、食品衛生法や理容師法等による衛生規制を受けています。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律による業種の指定

①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥飲食一般 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉
⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭ホテル・旅館（簡易宿所を含む） ⑮公衆浴場 ⑯クリーニング

食品衛生法・理容師法・美容師法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法による衛生規制

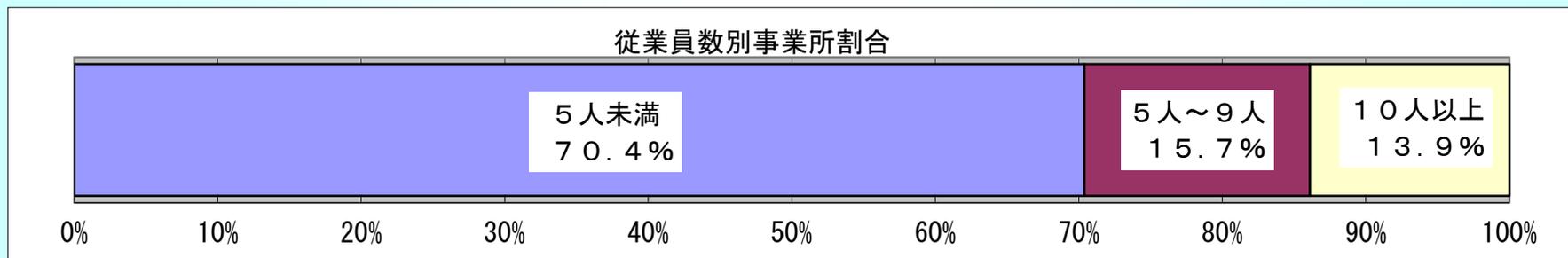
生活衛生関係営業の特徴

- **生活衛生関係営業は、我が国における産業界において大きな役割を占めています。**
 - 事業所は115万カ所あり、我が国の全事業所のうち20%を占めています。
 - 661万人もの従業者が就労しており、我が国の全従業者の11%を雇用しています。

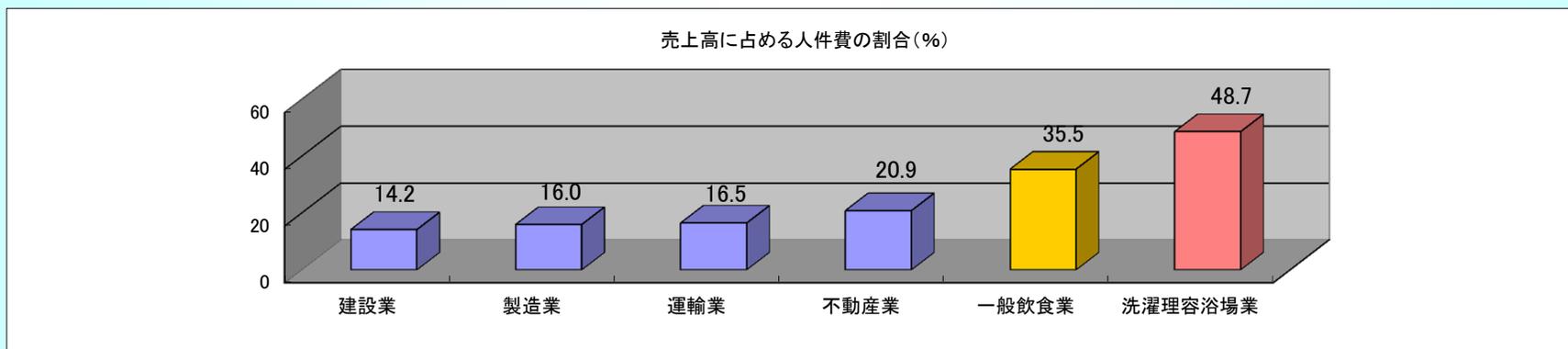
- **生活衛生関係営業は、小規模零細な営業規模がほとんどを占めています。**

従業員数5人未満が 70.4%

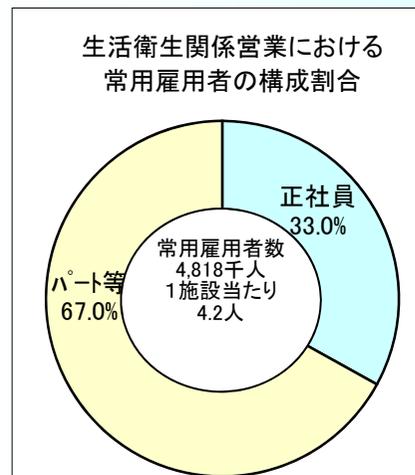
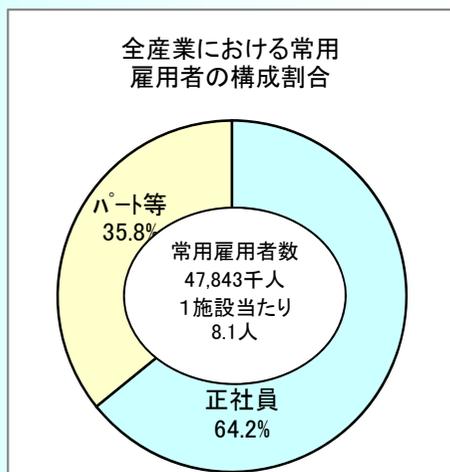
従業員数10人未満だと 86.1%



- 生活衛生関係営業の売上高に占める人件費の割合は、他の産業と比べて高く、人手によって成り立っているものです。



- 生活衛生関係営業における常用雇用者は、パート等がほとんどを占めています。



生活衛生関係営業におけるパート労働者の就業実態等

- 生活衛生関係営業におけるパート労働者は、**主に専門的な知識・技術を要しない仕事**（受付、取次、給仕、仲居等の接客、皿洗い、配達、工場作業の補助等）に従事しています。
- 年齢的には学生から高齢者までの幅広い層の人々が、事業者側と本人の都合に照らし合わせながら、学業費や家計費の一助となるよう就労しているのが実情です。

- **1日当たりの勤務時間は、概ね3～6時間、また、1週間当たりの勤務日数は、2～5日程度**であり、業種（16業種）や個々の店の事情によって区々です。

- **給与の支給額は、他業種と比べて低い**実情にあります。
- また、パート労働者自らの選択により、社会保険の適用対象とならないような配慮されているケースも多いと考えられます。

業種・対象	料理業 (割烹等34店)	飲食業 (10店)	クリーニング (59社)
平均雇用人員	約10人	約13人(3~27人)	約18人(1~65人)
一日の勤務時間	4~6時間が約70%	概ね3~4時間(不定)	季節・店舗により区々
一週間の勤務日数	4~5日が約75%	概ね2~5日(不定)	季節・店舗により区々
パートの平均年齢	約50歳	30~40歳代の主婦 学生	40代・50代が約70%
その他	主婦が中心 学生パート雇用12店(35%)	昼食時間帯は主婦中心 夕方以降は学生中心	工場作業については衣替え の時期に多数のパート労働者 を雇用

生活衛生関係営業者の意見例

○ 食堂を経営しているが、昼食時間帯に主婦パート、夕食時間帯に学生パートを雇用しており、仕事はウエイトレスや皿洗い。勤務割は、パート労働者が前週までに次週の就労可能日を店長に提出し、店長がそれを整理して勤務予定を作成している。このため、年間の収入予測が困難であり、正社員と同様に厚生年金を適用することにはなじまない。

○ 多くの生活衛生関係営業者がリストラや倒産に追い込まれるなど景況は厳しく、営業者自身が年金の掛金を払えない状況。
特に飲食業は廃業率も高く、経営に与える影響が大きい。

○ クリーニング業を営んでいるが、衣替えの時期に忙しくなるなど年間を通じて仕事量の繁閑の差が大きいため、パート労働者の比重が大きい。一方で、人手不足は慢性化しており、厚生年金適用拡大が行われれば、働き手が集まらないばかりか、経営者の負担増と相まって、かなりの業者が瀬戸際に追い込まれる。

パート労働者への社会保険適用拡大について

- 「労働者」に労働者の社会保険（健保・厚年）を適用する原則は賛成。
- ただ零細な生活衛生関係営業者の経営は苦しい。
- パート労働者への適用拡大には、以下の懸念あり。
 - ・ 適用拡大の対象となる労働者には将来の充実した年金給付を保障する一方で、零細事業者に重い保険料負担がのしかかる。
 - ・ 従業時間の短い被扶養者の労働者については、保険料負担が不要。結果として、経済的に超短時間労働者を雇用しようとする気運が高まる。
 - ・ 超短時間労働者の場合、技能の蓄積が進まない。⇒サービスの質の低下の懸念
- 適用拡大は、生活衛生関係営業の経営上賛成できない。

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会の概要

- 社団法人全国生活衛生同業組合中央会は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業の振興やその衛生設備・衛生措置の改善向上のために設立された社団法人です。会員は16業種の連合会です。

概 要

- 設立 昭和40年10月25日
- 目的 生活衛生同業組合連合会・生活衛生同業組合などの組織育成及び事業振興を図り、生活衛生関係営業の衛生設備・衛生措置の改善向上に資すること。
- 事業
 - (1) 連合会・組合などの組織及び事業に関する調査、研究、教育、情報提供
 - (2) 連合会・組合などの発展に貢献した者に対する顕彰
 - (3) 組合員の営業に従事する者の福利厚生

全国生活衛生同業組合中央会

